

一般財団法人森現代芸術財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人森現代芸術財団と称し、英文では Mori Contemporary Art Foundation と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の現代美術を世界へ発信するために、海外キュレーターの日本への招聘や、中堅アーティストを表彰する事業を通じて、国際的なアートコミュニティにおける日本の現代美術の振興と更なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外キュレーターの日本への招聘による助成事業
- (2) 中堅アーティストへの表彰事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次の通りとする。

設立者	森 佳子
現金	500万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。原則として、これを処分し、又は担保に供することはできない。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、その事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の承認を受けた書類については、評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 4 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、あらかじめ理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の議決による承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。なお、評議員はその地位にあることが適当と認められる者を公正に選任する。

2 評議員会が評議員を選任する場合、その評議員は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

(イ)国の機関

(ロ)地方公共団体

(ハ)独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(ニ)国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(ホ)地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(へ)特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条1項8号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号、相続税法施行令第33条第3項第1号に規定する特殊の関係がある者をいう。以下同じ。）の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。ただし、評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分又は除外の承認
- (8) 収支予算（事業計画を含む。）
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により又は電磁的方法により、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数(現在数)の過半数が出席し、評議員総数(現在数)の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に係る決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数(現在数)の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 収支予算(事業計画)
- (4) 決算(事業報告)
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(9) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。
- 4 評議員会の決議について、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は認められない。ただし、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）を使った議決権の行使は、有効とする。

（決議の省略）

- 第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の書面又は電磁的記録は、同項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 評議員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日など法令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない

（報告の省略）

- 第22条 理事が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をし、評議員会の開催日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。また、代表理事以外の理事のうちから、1名の業務執行理事を置くことができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、代表理事及び業務執行理事を、理事の中から決議により選定する。また、理事会は、業務執行理事の中から専務理事を1名選定することができる。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族並びにこれらと親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事には、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係を有してはならない。監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、監事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 他の同一団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条に規定するものである理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、業務を執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の

状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（報酬等）

- 第30条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。ただし、理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

（責任の免除又は限定）

- 第31条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の過半数の同意により、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、一般法人法第198条において準用する同第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、一般法人法第198条において準用する同第113条で法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 役員の賠償責任の免除及び責任限定契約の締結
- (7) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(開催)

第34条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度、2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は同第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法をもって通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠席の場合は、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事総数(現在数)の過半数が出席し、その理事総数(現在数)の過半数をもって行う。

ただし、次の(1)から(6)までの事項については、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を得ることを要する。

- (1) 収支予算(事業計画)
 - (2) 決算(事業報告)
 - (3) 重要な財産(基本財産を含む。)の処分及び譲受け
 - (4) 借入金(その事業年度内又は会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 事業の一部譲渡
 - (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- 2 この法人が、寄附をした人又はその親族が役員となっている会社の株式等の寄附を受けた場合、その株式等の議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を受けなければならない。
 - 3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。
 - 4 理事会の決議について、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は認められない。ただし、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)を使った議決権の行使は、有

効とする。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日など法令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

2 前項の但し書きの報告は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他一般法人法施行規則第62条において準用する同第15条第3項等法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数(現在数)の3分の2以上に当たる多数の決議により、変更することができる。

2 前項の規定は、第3条(目的)、第4条(事業)及び第11条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数(現在数)の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な使用人は、理事会が選任・解任し、代表理事が任免する。
- 4 その他の職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員名簿及び評議員の異動に関する書類
- (3) 第21条に規定する評議員会の決議を省略した場合の同意書
- (4) 評議員会の議事録(又は電磁的記録)
- (5) 第38条に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書及び確認書
- (6) 理事会の議事録(又は電磁的記録)
- (7) 会計帳簿
- (8) 財産目録

- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第 12 章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 13 章 情報公開

(情報公開)

第49条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他運営における透明性の向上を図るものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

第 14 章 その他

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

2 剰余金の分配をする決議は無効とする。

(委任)

第51条 この定款の施行に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

森 泰子、今村 啓一、大原 あかね、河合 美宏、平尾 恒明、藤本 壮介

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事

森 佳子、森 京子、大林 剛郎、木村 絵理子、末松 亜斗夢、古田 亮

設立時代表理事

森 佳子

設立時監事

樽本 哲、保手浜 洋介

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第8条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 この定款は、この法人の成立の日から施行する。